1. 評価対象	<mark>下務事業 </mark>	シート作成日	平成25年7月19日
事業名	花とみどり推進事業	担当課・係名	都市計画課都市計画係
総合計画実施計画事業 (認定番号・事業名)	-	事業番号	33, 34
行革大綱実施計画事業 (細目コード・事業名)	_	事業開始年度	平成21年度

2. 事業の概要

		* 07 1M 3	<u> </u>							
(何		l的 ために)	いけがき設置やシンボルツリー植栽による敷地内緑化による良好な景観形成の推進 町民等によるボランティア団体が主体となって花や緑の植栽の維持管理等の活動に参加することにより、花に親しむ機会を拡大するとともに、心のやすらぎと美化意識の高揚を図るために行う大磯町花いっぱい運動の推進							
(誰	対象 (誰を・何を) いけがき設置、シンボルツリー植栽及び花いっぱい運動に要する経費									
	・敷地内に植栽するシンボルツリーに対する費用の助成 ・敷地外構にいけがきを設置するために要する経費の助成 ・ボランティア団体による花いっぱい運動に要する経費の補助									
根拠	根拠法令・条例等 大磯町花いっぱい運動推進要綱 大磯町花いっぱい運動推進要綱									
1	執行	f体制	■ <mark>町職員第</mark>	ミ施	□ 一部委託あり	□ 全部委託	□ その他			
単位				単位	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算見込)	平成25年度 (予算)			
	直接事業費 (a)			千円	414	511	518			
		国庫3	と出金	千円						
	県支出金		千円							
事	起債		千円							
業	その他		千円							
費		一般則	才源	千円	414	511	518			
		職員人数	(概算職員数)	人						
		人件費	計 (b)	千円						
	総事業費 (a)+(b)			千円	414	511	518			
事業費内訳 H 25 年度 いけがき設置奨励事業費補助金:65千円 シンボルツリー条例事業補助金:100千円 花いっぱい運動事業交付金等:353千円										

3. 指標値の推移

各種指標の実績と見込み、目標 (指標名)			単位	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (見込み又は計画値)
対象指標	1	いけがき、シンボルツリー申請件数	件	10	6	9
(対象者数等)	2	花いっぱい運動団体数	件	6	6	7
活動指標	1	いけがき延長/シンボルツリー本数	m/本	28/7	46/3	30/5
(活動量)	2	緑化面積	m [‡]	51	51	61
成果指標 (達成度等)	1					
	2					

4.	事務事業0	リ評	100						
妥当性	・実施主体は妥当か		■ 妥当		おおむね妥当	□変更の必要な	<mark>あり</mark> □ その他		
		理由	町民等からの申請により都市計画課にて審査を行い、補助金の交付等を行っている。						
	++- = =		■ 妥当		おおむね妥当	□ 改善の必要な	<mark>あり</mark> □ その他		
	・実施手段は妥当か	理由	各要綱(こ適合しているも	のについて、規定の	の補助金の交付等を	行っている。		
	・意図した 成果が得ら れている か。		□ 得ら	れている ■	おおむね得られている	□ <mark>得られている</mark>	ない 口 その他		
		理由	ある。	いけがき設置については、1~3件/年で横ばい状況で、シンボルツリーについては、減少傾向 る。 をいっぱい運動については、着実に登録団体が増えており、町内の緑化に寄与している。					
	・コストに		□効率	的 ■	おおむね効率的	□ 非効率	□ その他		
効率	対して効率的か	理由		花いっぱい運動に要する経費ついては、ボランティア団体に対する花苗の配布のみであるため、 効率的である。					
性	・コストの	・コストの		□ 図っ	<u>た</u> 🗆	図られていない	■図る余地は無	無い □ その他	
	削減等を 図ったか	理由	必要最	小限の経費で事業	を進めている。				
			A 妥当	生、成果、効率性に	はおおむね良いが、	改善の余地がある	評価理由		
担	当課による		B 事業	の一部見直しが	必要		経費は少ないが、緑化推進としての効果は得られている。		
	評価		C 事業	の抜本的な見直					
□ D 事業継続の必要性が低い(休止・廃止)									
			4		4 4				
5 . i	改革・改善	のフ	方向性	(平成 26	年度以降)				
(ひ革・改	善	への取り	組み					
平成25年度に制定を予定している「大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に、緑化の推進に関するこれらの制度を体系的に位置づけるとともに、町のホームページなどにより積極的に周知を図っていく。									
② 平成26年度に着手する事項									
制度の周知(ホームページや広報など)									
③ その他(課題、調整事項等)									
なし。									

6. 平成26年度事業への取組み状況(改善内容等)

平成26年1月に制定した「大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、ホームページ や広報などにより積極的に周知を図っていく。